

1. 麻薬特例法9条は憲法21条1項が保障する表現の自由を侵害しているといえるか。

(1) 麻薬特例法9条の「公然、あおり、又は唆し」とは立法担当者によつて、不特定または多数の人が知ることからできる状態にすることを薬物犯罪を実行すること、あるいは、規制薬物を使用することを決意を生じさせるような、または既に生じている決意を助長させるような刺激を与える行為を指している。このような行為には情報の自由な流通があるといえ、表現行為の性質を有していると解されるから、同条は表現行為を規制している。

(2) もっとも表現行為といえども絶対無制限に許容されるものではなく、公共の福祉に反して表現の自由の限界を逸脱するものについては制限を受けることはやむを得ないところ、麻薬特例法9条に規定されている行為は麻薬及び向精神薬の不正取引の防止という国際条約上の要請の達成を妨げ、また薬物濫用により殺人や傷害など他人の生命、身体を侵害する重大な犯罪をひきおこす恐れがあり社会的に危険な行為だと解されるので、公共の福祉に反し、表現の自由の保護を受けるに値しないものとして制限を受けるのはやむを得ないといえるから、このような行為をした者を処罰することから憲法21条1項に違反するとはいえない。

(3) よつて麻薬特例法9条は憲法21条1項が保障する表現の自由を侵害しているとはいえず、合憲である。

2. そうはいても、麻薬特例法9条の「公然、あおり、又は唆し」という文言について、その判断基準がわからず、明確性を欠くので違憲ではないかという主張が考えられる。

(1) 麻薬特例法1条によつてこの法律の目的は薬物犯罪による薬物犯罪収益等をなく奪すること等によつて、規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、及びこれに関する国際約束の適確な実施を確保することにある。そうであるならば

第

問

1

第 1 問

1 せ法担当者が述べたような意味で文言を解釈することは妥当である。

2 (2) しかしながらその基準が広汎、不明確とされるなら、当該規制が本来憲法
3 上許容されるべき表現にまで及び、表現の自由が不当に制限されてしまう。そこで
4 その文言解釈により、規制の対象となるものとそうでないものが明確に区別され、
5 かつ合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることか明らかにされる場
6 合でなければならず、また、一般国民の理解において、具体的場合に当該表
7 現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定
8 から読みとれなくてはならない。 7で?

9 (3) これを本件についてみるに麻薬特別法9条の文言が同法6条もしくは7条の罪を
10 実行すること又は規制薬物を濫用することを助長した場合の9条の規制対象
11 とはいうことは明確であり、そして1で述べたように薬物犯罪の実行あるいは
12 薬物濫用を助長することを処罰するのは合憲である。そして同法1条に告示された
13 法律の目的から「公然とあり、又は唆し」が広汎であり、特定の者々間での
14 行為ではないことは一般国民にも理解しうるところである。

15 (4) よって麻薬特別法9条の規定は明確性に欠けるとはいえず、合憲である。

16 3. 1.2. より麻薬取締法9条が合憲であったとしても、Xを同条に違反した罪で
17 処罰するのは憲法21条1項違反ではない。

18 (1) Xは大麻の関連情報を発信するHPを立ち上げ、そのHPにリンクが張ら
19 れた掲示板ページにて大麻の栽培者やリキッドの抽出について情報を伝える
20 ことが出来る旨を書きこんでいる。誰でも簡単にインターネットを利用できる今日、
21 本件掲示板に大麻に関する情報を写真付きで掲載すれば、Xが書きこんだよう
22 な内容を写真を添えて掲載すれば、不特定多数に大麻に関心をもたせり、その
23 関心を強いものにさせることは容易であり、大麻の栽培、譲渡及び濫用を公然

△
理
解
す
べ
き

第

問

とあり、曖昧と認められるので、Xの行為は麻薬特別法9条規定の行為に該当する。

(2) もっともXは大麻を合法化する国が現れたことに強い関心を寄せており、本件行為は大麻合法化を許せる政治的主張の一貫であって、このようなXの行為を処罰することは表現の自由を侵害し違憲だと主張することも考えられる。

(3) しかしながら本件ではXが大麻を合法だと考えていることではなく、本件HPを通じて大麻の栽培、譲渡及び濫用を公然とあり、曖昧な点について処罰しようとしているから、表現の内容規制ではない。そしてXの大麻の栽培方法等に関する書き込みは掲載場所がインターネット上の掲示板であり、そこにアクセスするには特に条件などもなく誰でもアクセスできるものだったことから、不特定多数に大麻への関心を抱かせ、その使用を助長する恐れが強いものだったと言える。そして大麻の栽培方法等が大麻が合法だとう主張につながらないとも言えない。

(4) おてXの行為は麻薬特別法9条違反であり、処罰することが憲法21条項1に違反しているとも言えない。

どうするべきか

以上

新聞にX独自の意見を表明しているからには

既存の知識・知見なども入るという点も、情報を

提供しているという点も、内容に着目して規制するのは

不利

第

問

1 Xは改正条例3条3号の規定が憲法22条に違反していると主張すると考えらる。

① 職業は職業の開始・継続・廃止において自由であるばかりでなく、選択し職業の遂行自体、すなわちその職業活動の内容や態様においても原則として自由であることが要請されるから、憲法22条1項は職業活動の自由の保障も内含している。

② 職業は本質的に社会的経済的活動という性質をもち社会的相互関連性が高いので、精神的自由に比べて公権力による規制の要請が強い。

しかし職業はその多様性から規制を要する社会的理由や目的は千差万別であってその重要性も区々にわたる。そのため規制が合憲かどうかは規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、比較考量という上で慎重に決定しなければならない。

③ また比較考量する際には、理容所開設に際しては理容師法11条が屈出制が採られているものの、同法11条の2より、同法12条に掲げる措置を講じなければ理容所を使用できないと規定しており、また同法14条において、12条に違反していれば理容所の閉鎖を命じることができていることから、実質的には許可制のような制約が為されているといえるので、職業選択の自由に対して強力な制限があると認めらるから、①原則として重要な公共の利益のために

必要かつ合理的な措置であることを要し、また②それが社会政策または経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく③自由な職業活動が社会/公共に対してもたらす弊害を防止するにのみ消極的・警察的措置である場合に合憲性を肯定する。

2. ① ~~本件を~~ 本件をについてみると、改正条例3条3号の規定は理容所の衛生に準確保のために設けられている。しかし、洗面台を髻台なしで営業したX経営の店

第

2

問

1 舗において衛生上の問題は発生しておらずない。衛生水準を確保すること
2 は国民保健及び環境衛生の~~ため~~重要な公益の利益のために必要といえるもの
3 洗髪台の設置からそのための必要かつ合理的な措置とは言えない。

4 また改正条例は X が新規出店を計画し、A 駅前前に物件を探しはじめたことを
5 耳にした A 駅前の理容所の経営者らによる本件陳情をうけて制定の議論が始
6 まったこと、既存理容所が結成する団体の会合ではかねてから X 登場による事業
7 環境の変化をどのように考えるか議論がなされていたことを考えると、改正条例は
8 A 駅前の既存理容所の経済的利益保護という積極的目的も含まれていると解
9 する。

10 (2) 以上より改正条例の合憲性は否定される。

11 3. 以上より X は改正条例 3 条 3 号が憲法 22 条違反だと主張すると考えられること、
12 この主張は認められる。

13 以上

林先生第4回

科 目 名	受講クラス	学籍番号	氏名
H29 宝三巻			金 莫 美

探 点

問 1

小情報をお知らせします。

第1 回は 事件HPを通じて、事件本昌永本頁に大麻の栽培、販売

又ハニ監用を公然とあり、又ハたこれ麻草 斗草 後リニ廻(以下、

「法9条」は「処罰」に於ては「電」法21条1項に違反することをいう。

第7, 8, 9条 憲法21条1項の表裏の自由は情(情)の自由の流

通を保^け持^もつものである。また、事業又は情報、意見、次から先に

接受その上で個人の自己思想、人権形成を奨励し助成することが重要だ

ものであつた。さらに、これらの小情報にたつ、適切な判断をする必要がある。

このようにイロハ章が子と父が表と裏の対になる。

事件において、又か事件HP及び本署を反を通知して、情事等を

之を強逼せ、大蔵が政府がいうように貰ふものなのかな。それとも良いものなり

かえり断る、関連情報を発信している。したがって、表現の自由の

範囲内の行為といえ、~~保~~ 奪をうける。

筆記、しかし、表現の自由は絶対的保障があるわけではなく、行為に

よ、他の人様と優待受けることが、公衆の福祉上により制約される。

そのため、三友今年から公益の幸福社会に子育支援としていえるから、このまま継続させる。

そこで、事件三表の目的をみると、薬物犯罪にたづね査察を及ぼす

222. 不正行為加行中主要因素除去、不正行為を自ら長好行為

等の増進を図ることであり、国家に之を重要なるものとす。

また、国民に与える犯罪加減の割合には大きな利益と云ふ。他方、表現

の自由と上記のとおり重要権権利である。次に支配制態体系については、利

露外碑土木であり、非常に重く制約されている。

(7) ここで、表現行為により、公の秩序に具体的危害険を及ぼすことが明白

1 ページ

表現の
自由の
定義
何事の
保護
範圍は？

今回は
何の人数に
変更して
ますか？

かつ現在

極小の量の薬と状況のみに

白ひあ子と被告の2、これを合電とす。

(2) 事件では、大麻の栽培者は口説き回すことで簡単にできてしまい、その大麻を更迭してしまふ。大麻は元々中毒性を有しており、一度使用すると止めることができない。そのため、大金を出して譲受することにより、そのお金が「薬物に罪の収益」になり、不正行為が行われる。つまり、大麻の栽培者や譲渡者及び「監用を公然とする行為は直接薬物に罪」やその収益に「関与する行為」であり、危険を及ぼすことが明白である。

(3) よて、法9条は憲法21条1項に反しない。

第3、次に、法9条の明白性は問題となる。

(1) 法9条は「公然」「あがり、又は口説いた者」と規定している。しかし、表現があまりに不明確で、どのような行為が法9条に「あがり、又は口説いた者」に該当するかわからないと主張されている。

(2) 確かに、文言が不明確であることは、刑罰の文字と「警告」を十分はたすことができない。また、当該行為が文言にあてはまるかは、国の主権者の判断に任せておいてはならない。しかし、文言の表現力には限界があり、必ずしも常に「絶対的基準」を要求することはできないため、合理的な判断が必要とされる。

(3) よて、通常の判断能力を有する一般人の理解にあて、具体的な場合に、当該行為がその適用を受けるものかどうかを可能な限り「妥当な基準」を「読みとら」るにより、明白性を判断する。

(4) 事件では、確かに、「公然」、「あがり、又は口説いた者」は主観的

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

医療費削減に威力があると、厚生で述べられている。この記述により、実際に使用安全だから、健康だからという理由で使用しようとする者、この者の決意を助長することも考えられる。例えば、又は大麻問題建の書籍を熟読し、この情報も発信しているところから、信憑性が高く、使用好者もいるといえる(②充足)。

5 本件掲載片反について、リンクをフリー好だからで、栽培方法や、輸入方法等を見ることかであるため、無疑に大麻を使用好手順がある、實際に行動好ことが容易であるため、使用しようとする者がいるといえる(②充足)。

10 ③しかし、本件HPは前述のように、大麻がどのようなものである、悪害性を主張しているところから、他国では大麻を解禁しているところを掲載しているところから、大麻の悪害を主張し、規制廃止を求めている表現であるといえる(③充足)。

他方、本件掲載片反は、ただ単に栽培方法や輸入方法等を掲載しているだけであり、悪害を主張する本件HPとは性質が異なる(③不充足)。

15 2. したがって、本件HPの掲載は③にあたるため、憲法9条を適用しないから、適用したことは憲法21条1項に反する。

しかし、本件掲載片反については、①、②充足のため、憲法9条を適用することは反しない。

憲法21条1項に

20 問.2

第1 又は理容師法(以下「法」)11条により理容所開設のために届出を行ったがい、(千葉県理容師法施行条例(以下「条例」)3条3号に反するため、憲法12条の措置が認められていないとした。そこで又は、条例3条3号、憲法22条1項に反する

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
H29 憲法			金 真夏	

とし、処分の取消し及び確認の義務付けを主張することを考へた。

第21条憲法22条1項にいう「職業」とは、人が自己の生存を維持するために必要とする経済的営活動であり、労働市場においてこれを遂行して社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のその個性を

示すこととして、個人の人格的価値を何分の関心事を有するものである。

このため、職業の選択の自由のみなす可成る遂行の自由も保障される。2. 事件では、又は届出により理容所の経営を行おうとしているため、職業の

第3. 1. 前述のように、職業は社会的相互関連性が高い。加えて、職業の種類、内容、社会的意義は多岐多様であるため、見解を要求する理由、目的も千差万別である。

2. このため、憲法22条1項は公益の保護に反しない限り制限を許すという。これは、制限の目的、必要性、内容、制限と職業の自由の相違内容、制限の程度を比較考量して判断する。この判断は第3. 1の理由から主として府が第一に判断する。しかし、その性質上、裁判所が判断する。

つまり、事件のように届出制ではあるものの、条件3条を満たす必要があり、該当しない場合は、憲法14条1項、開業を命じらるべき場合、実質的に営業を行おうとしないことから実質的に許可制の下の制約である。言い換えると、条件を満たさなければ理容所を経営することができないという職業選択の自由に対する知な制限である。

この場合、合憲性は①重要な公益の利益のために必要かつ合理的措置であること、②目的が消極的警察的措置の場合、その制約が制限職業の経済的の内容・内容・内容の制限が目的を達成していないことが必要である。

ここも争うのか?

また、この基準は争うべきものについての争いだが、その内容については要求した。

第4. 7. まず、届出制に^{と免許制}~~加えられた~~が定められていることをみる。理容師法により、
免許制を定める^{のは}~~目的は~~、人のひげや髪を^{かき}~~剃る~~バリカンで地面に直接刃物で切る
ことから、人の顔や髪を傷つけることがあり、そこから菌が入り感染症を引き起こ
す可能性があるため、これを防ぐことを目的としているためである。そのため、人の
生命・身体という諸重要な公益の realization のために必要かつ合理的である(1)
である。

また営業所を設ける必要も同様である。

また、人の生命・身体にかかわるため、一定の知識を必要とし、免許制
にすることで、ただ単に届出だけでよいとする場合は上記の目的は達成できない。

ため、このようにより厳格な制限はない(2)である。営業所を設けるため
の届出制もこれ以上に厳格な制限はない(3)である。

2. 他方、本件において問題となる条例3条3号のミスト乾燥機及び乾燥
のためのミスト式の設備は、衛生上必要かつ合理的な措置の一つとされている。

確かに、ひげや髪を切り終えた後に洗うことは衛生上必要かつ合理的な措置である。

しかし、今までの設備がなかった店の~~何~~の衛生上の問題も生
じていないこと、利用者^{90%以上}がアンケートで~~不衛生~~を思っていないこと

をみると、衛生のために必要かつ合理的な措置とはいえない。また、条例3条

3号は又か、安い価格で顧客を確保しているため、Y県の一部理容所の経

営者たちが~~都~~事情を有するため、市議会でもち出され、加えられた条例3

条3号は、このことを考えれば、~~建前~~では人の生命・身体に関わるものとして、条例の目的

は又の理容所を開設させることである。したがって、立法事実が条例

の目的と合致しない不当な条例改正であるといえる。そのため、衛生

確保のために必要な合理的な措置とはいえない(1)である。また、例に

これはあくまでも争うべき

※解答は左ページから書き始めてください。

あはるん!!

6 ページ

裏面へ

~~この文は防犯面から見て不適切な内容であり、義務付けを命ずるべきではない。~~

~~第22条2項1号は、人が自己の生命を維持するために必要とする~~

~~旅行生活確保が目的であること、消極目的であること、条例3号には3号~~

~~以外にも規定があり、今までの内容で問題があるとはしていないことを~~

~~十分に目的を達成できていること。したがって、3号をなくした方が~~

~~明確な規制により目的を達成できるといえる(2)不充足。~~

第5条2、条例3号は①、③の合憲性の要件を満たしている

憲法22条1項に反し違憲である。

以上。

理由として
不十分
市法も
明示
すべき

10

15

20

憲法 H29 [設1]

見出を付けておけ

第1問

1. Xは①麻薬特例法9条が、薬物犯罪、大麻の罪者に7条の罪を実行することと規制薬物を濫用すること公然、あり、又は唆すことを禁じ、刑事罰をあたえることと憲法21条1項の表現の自由に反し、違憲である②9条の「公然」「あり、唆し」といふ文言が不明確であり、憲法21条1項に反し、違憲である③9条は本件Xに適用される限りにおいて、21条1項違反であり、違憲であると主張することからする。

2. (1) そもそもXが本件HPPを立ち上げ、大麻に関する関連情報を発信したことと憲法21条1項の表現の自由として保障されるか。
表現の自由は、表現を保障することにより、自己を実現する自由の^{自己実現の意義}を^{自己実現の意義}おける、自由な発言、表明により政治活動に参加し自己^{自己実現の意義}の^{自己実現の意義}があるといえる重要な基本的人権といえる。

12. 本件Xの行為は、^{自己実現の意義}の^{自己実現の意義}主張を発信するものであり、自己実現といえる。よって、本件Xの行為は、大麻の合法化に^{自己実現の意義}に関与するものであり、Xは合法化に強い関心を持つことから政治活動に参加、^{自己実現の意義}の^{自己実現の意義}意義をもつものといえる。
よって、本件Xの行為は21条1項の表現の自由として保障される。

3. そもそも表現の自由を全く制約を付けていないものだから、公衆の福祉により、制約をかける。よって、本件①②③が制約として許され、合憲なのか、否かを検討していく。 見解は、本件は制約を置く 検討

3. (1) まず、麻薬特例法9条が憲法21条1項に反し違憲と主張するが(1)を~~検討~~

(2) たがいに、麻薬特例法9条の目的は不正行為を助長する行為等の防止を図ることであり、規制薬物に係る不正行為の防止すること、社会秩序を営み国民の生命、財産等の重要な権利を保護することにある。また、国際約束の適確な実施を確保する目的は、国際協力にあたり、国際社会に

項の如き重要な憲法上の要請を實現するものといふ。

し、素行の実行は自己実現を図るため、大麻の合法化を

政治的立場を表明するべし。民主制に賛する社会の価値を有する

といふ、重要な自己⁴¹表現行為にあつた。また、麻薬條例法9条1、寛

せし割せ下麻に於ての使用、裁端といふ言葉もある。そのかたことを察してあ

り、その内容について表現形式は「セカ」禁止される強い規制とわかった。

大森の金活社 12名の内容にあたり3名であり、全面的にその表現が覆いかぶさる

(3) 又27. 不正行為の防止のため一定の表現行為が規制されること

悪いけど、やむを得ないが、規制の対象となるのは、不正行為を助長する危険

如月自之刻、於現在に切迫してゐるものに思ふといふべきであらう。

(4) 本件では、葉物犯罪で、公然とあり、又口説き誘う等々。葉物犯罪

使用するに、業務犯罪を犯すにが容易であるに、又は悪いことではないに等しい

77人の人にも思われるように77パー(、薬師の知識)がそれほど「周知」されている。日本

国内において、薬物に無知な人、関心がある人にのみ使用を助長せざる可なり

また、薬物犯罪、使用口語体も行文の行爲であるが、これ

について、おとり、唆しが行われたり、不正行為を行つた者がいる危険が發見

可なりとは明らかに、薬物の使用、~~犯罪~~に及びては行なうものであらず危険が

通ずる、明白で又現在の文法の上でも
用いられる。ローザの著書「

(5) よて、麻薬特例法9条2項に反する合憲である。 この違憲は
ない (RA)

4.(1) 時に、麻薬特例法9条の「公然」「公然」といふ文言が不明確であ

憲法21条1項に反し、連立の3つが核(2)

(2) 思ふに、憲政へ自由と規制の法條の文句が不明確である。一般人は

このように表現が規制対象となる場合、判断が難しい。その表現行為に著者

結果を生じ、これにより表現の自由を大きく侵害する。

(3) よて、ある種の文章が不明確ゆえに違憲と認められるべきか(2)。通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものの範囲の判断を可能とするよう基準が読みとれなければならないと解される。

(4) 本法律においては、1条により「規制薬物に係る不正行為が行われる主要な原因を国際的な協力の下に排除することの重要性」「規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、わが国目的を達成することが明記されており、薬物に係る不正行為の防止、排除が目的であることが明記されている。また、不正行為の防止が目的であることに鑑み、単に一定の薬物の無害性を主張し、その規制の廃止を求めることとすべき場合には9条を適用することと目的としないことが読み取れる。よて、本法律2条により、規制薬物、薬物犯罪に於て定義されており、法律が取り締まるべき対象は明白といえる。よて、曖昧、公然も認められず。

(5) よて、通常の判断能力を有する一般人は、「公然」と「あり、曖昧」行為が、不特定多数の人に、薬物に係る不正行為を助長すること、その防止を目的とすること等にあたり、これを考えることが、判断が可能であるといえる。

(6) したがって、麻薬特例法9条の文章は不明確でなく、憲法2条1項に反しない。

5(1) では、麻薬特例法9条が2条1項に反しない、本件Xに適用されるべきで、違憲と認めないが、本件(3)、理由が少す。

(2) この点、Xの本件行為の目的や内容、発信方法、大麻特例法の目的、規制の対象などを総合的に考慮し、Xの行為に適用し処罰することの判断が可能と判断すべきである。

(3) たしかに、Xは大麻を合法化することに関心を寄っており、その合法化を主張

し、大麻の無害性を主張するつもりだとも思える。また、HPには学術情報も関連しており、Xも大麻関連の書籍を熟読しており、単に知識を發表する時に留まるようにも思える。

しかし、Xの發表方法はHPという形態をとっており、不特定多数の人が気軽にに見ることができているものであり、伝播性が強い。また、XはHPに「掲示板」のリンクも張られており、情報交換の場がもたれているから、多数の人に大麻について知られることが目的としていることが明白である。よって、その「掲示板」の内容は、大麻の「栽培」「栽培方法」「輸入方法」であり、大麻取締法により規制される大麻の「栽培」「栽培方法」「輸入」にあたるといえる。また、犯罪を促しているといえる。Xは加えて、栽培に「具体的」な写真を掲載し、「管理人まで相談ください」と書き込んでおり、栽培を奨励する行為といえる。

(4) よう、本件Xの行為は、9条が適用されるものであり、本件処罰の21条1項に反する合意である。

OK

以上

いも読みやあいつ A答まじ

H29. 憲I 山浦 麻世

第

問

理由に
あてはまる

第1. Xの弁護人が主張する「麻薬特例法9条が憲法21条1項の表現の自由を侵害するか、及び本件処分が憲法21条1項に違反するか」を以下検討する。

→ 第2で書く、ナリゾが変

1. 麻薬特例法9条が憲法21条1項の表現の自由の侵害に該当するかについて。

2. 憲法21条表現の自由は 基本的人権の中でも特に尊重される。

その理由は、国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともに、多数意見が形成され、これを通じて国政が決定され、また言論活動によって自己の思想や人格を形成・発展させる価値を有するからである。

本件Xの「薬はLOVERS」と題するHPを作成し、大麻に関連する情報を発信することも、表現の自由として保障される。それは、HPを

作りXが大切だと考えた大麻の情報をインターネット上に掲載することが表現活動として尊重されるからである。

是れでその説明ってバカやないか

3. しかしながら、表現の自由といえども絶対保障ではなく、公共の福祉によって制約を受ける。

麻薬特例法9条は、薬物犯罪を実行すること又は規制薬物を濫用することも公然、あり、又は唆した者について三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する旨を規定している。

この規制の「公然」および「あり、唆し」という表現について不明確でないかが問題となる。

立法担当者によると、「公然」とは不特定、または多数の人が知ることができる状態を意味し、「あり、唆し」とは、薬物犯罪を実行すること、あるいは規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、または既に生

（第 問）

している決意を助長させるような刺激を与える行為を指すとする。

このような意味を麻薬^特取締~~特~~例法9条が持つことを通常の判断能力を有する一般人が文言から読みとることができなければならない。なぜなら、麻薬特例法9条は刑罰を規定しており、罪刑法定主義の観点から国民への公正な告知と公権力の濫用の防止という点で明確性が求められるからである。特に表現の自由については外延が不明確な刑罰法規が残っていることにより憲法上保障されるべき表現行為に~~著し~~な~~結果~~が生まれるおそれがある。

これを本件についてみるに、麻薬特例法9条は、薬物犯罪、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを決意させるような刺激を与える行為を限定し、それに該当する者を処罰対象としていることが文言から読みとれる。また、麻薬特例法1条の法律を定めた趣旨および目的、また麻薬特例法ができる基礎となつた条約である「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」など~~を~~から、麻薬特例法9条の趣旨を読みとることができるため、通常の判断能力を有する一般人を基準としても明確性に欠けると言うことができない。よて違ふことはない

4. 次に、麻薬特例法^{9条}の内容~~が~~憲法21条1項に反しないか検討する。麻薬を含めた禁止薬物は国際的に見ても禁止~~して~~している~~国~~が~~多く~~、一部合法化されている国もあるが、禁止の理由は、その国の治安維持など公共的な利益を優先するためである。日本においても、禁止薬物の使用はもちろん、輸入・販売においても厳格に取り締まられている。違法に取引されている薬物~~が~~反社会的勢力の資金源

（第 問）

1 (になるなど、麻薬自体の危険性はもちろん、その流通において、害を~~およぼす~~
2 ものである。また麻薬は煙草などの嗜好品のように、生活において必ず
3 しも必要なものではないと考えられる。このような麻薬に関する情報の
4 低~~価~~性から、その表現内容を規制・禁止することはそれが合理的
5 で必要やむをえない限度にとどまるものである限り~~憲法~~の許容する
6 ところである。そして麻薬特例法9条が~~薬~~薬物を濫用することを
7 公然、~~あり~~、又は唆した者に対して罰則を科すことが合理的で必要
8 やむをえない限定にとどまるものか否かを判断するにあたっては、禁止の
9 目的、この目的と禁止される行為の関連性、禁止することにより得られる
10 利益と禁止することにより失われる利益との均衡の三点から検討する
11 ことが必要である。

12 本件において、麻薬特例法9条の目的は、薬物犯罪による薬物
13 収益等をはく奪すること等、不正行為が行われる要因を国際的な協力の
14 下に除き、不正行為を助長する行為等の防止を図ることであり、
15 この目的は重要である。そして、濫用を~~あり~~、唆す行為を禁止すること
16 で、不正行為を助長する行為を防止することができると言うため、
17 合理的関連性がある。そして~~あり~~唆す自由よりも、公共の秩序を
18 守ることによる利益がより重大であると言える。よって、麻薬特例法
19 9条は憲法21条1項に~~反~~しない。

20 第2、~~本件~~本件処分が憲法21条1項に違反するか。

21 Xの弁言人は、Xの本件処分の対象となった行為が麻薬特例
22 法9条に該当しないと主張する。以下検討を行う。＜規範定する＞
23

1. Xが「葉っぱLovers」というHPを作成したのは、X自身が

第

問

10代のころ旅行~~先~~し大麻を吸引しその魅力に取りつかれた
ためである。その後、大麻に関する書籍を収集し熟読してきた。
それにより、Xは大麻に関する知識を多く得た。そして、大麻にも良い
面があり、それを知ってほしいと考えた上でHPの作成に至ったのである。
そのため、~~その目的は、大麻を違法とする認識をなく~~^{と持}
他国で大麻が合法化されていること、たばこよりも依存性が低いこと、
医療にも使われることなどの大麻のメリットを強調し、大麻は悪いものだ
という知識しか持たない一般大衆の人々に広く大麻の良さを知ってもらうこと
を目的としている。これは、特例法9条のあり、唆しに一見該当しない
ようにも考えられる。

しかし、一方でXはHPにリンクをつけ、本件掲示板を作成している。
その掲示板では、大麻に関する情報交換を広く認め、X自身も大麻の
詳細な作り方を「簡単だ」として述べている。この本件掲示板が、規制
薬物に係る不正行為を見長することが明らかと認められる場合には
これを規制することはやむを得ないものである。

「HP」であるため、その性質上、多くの人々が簡単に見ることができ
特に、大麻に興味を持ち、悪用しようとする反社会的勢力等がXの
HPを見つけ、掲示板から、大麻の作り方を知ることができると考えられる。
また、掲示板であることにより、たれからでもとく名で情報を掲載することが
可能である。それにより、大麻の販売の契約を本件掲示板で行ったりする
ことも考えられる。この掲示板を続けることを認めることは、大麻の流通
や育成を促進するおそれがあることが明らかであると言える。→
よって、本処分は該当であり、これを規制することは憲法21条1項に反しない。

第

問

(第2問)

第1、理容師法12条1項に基づきY県理容師法施行条例3条3項が憲法22条1項に保障される職業選択の自由を侵害するため違憲無効であり、これに基づき本件処分は取り消されるべきである。

1、憲22条1項が保障する職業選択の自由は、職業の開始・継続・廃止に関する狭義の職業選択の自由のみならず、選択した職業の遂行に関する職業活動の自由も含まれる。

XがY県に理容所を開設し、営業をすることも職業活動の自由として保障される。

2、もともと、職業は社会的・経済的活動であるためその性質上、社会的相互関連性が大いものである。そのため職業の自由は精神的自由に比較して公権力による規制の要請が強く、憲法22条1項が公共の福祉(に反しない限り)という留保のもと職業選択の自由を認めたとのも、この点を強調するためである。

理容師法11条では、「理容所を開設しようとする者は…その他、必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。」として理容所開設のために届出をした後、都道府県知事の検査と確認を受けなければならない旨を定めている。

そのため、本件届出制は許可制に類する(ほど強力な)制約であり、職業活動の自由に対する強い制約であるため、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的であることを要する。

3. 本件についてこれを見るに、Y県議会にY県理容師法施行条例の改正が提案され、新たに「洗顔及び洗髪のための流水式の設置を設けること」を義務付けられた。この改正条例は、A馬前の理容所の経営者複数名がY県議会議員に文し、「Xは洗髪台を設置せず、不衛生であるから出店を許すべきでない」と陳情を行ったことが背景にある。

つまり、本件改正条例は、理容所に衛生面を求めるという趣旨のものであり、主として国民の生命~~の~~および健康に対する危険の防止もしくは除去ないし緩和するために課せられる規制である消極目的規制にあたる。

4. しかしながら、過去にX経営の店舗で衛生上の問題は一切発生しておらず、改正条例の審議上でのアンケートの結果では洗髪台がなくても特段不衛生の問題と感ぜないという意見が90%以上を占めていた。一般人から見ても、流水式の設備がないから直ちに不衛生であるとは言えないと考えられる。

それにもかかわらず、担当課長が「衛生水準確保のために必要である」としてそれ以上検討がなされず改正条例は施行された。改正条例の本当の意図は理容所の衛生の確保という公共の利益を目的とするものではないのではないか。

5. Xが不衛生であると陳述をしたのは、Xが出店を予定していたA市A馬~~前~~周辺の理容所の経営者である。Xの経営する理容所は、洗髪や顔そりなどのサービスを行わず、バリカンを用いることによって圧倒的な低コストで顧客を獲得してきた。

第

問

その営業スタイルを耳にしたA駅前¹の理容店経営者らが、X店が
できることにより顧客を奪われるかもしれないというおそれから、
本件改正条例を施行することと働きかけたのである。

~~本件改正~~^{記の}条例の目的を見ると社会的・経済的弱者を保護するため
になされた規制、つまり積極目的であるから、~~本件改正~~当該規制
措置が著しく不合理であることの明白である場合に~~限り~~^{限り}て
違憲とする明白の原則を使って審査をすることが妥当のように感じられる。

しかしながら、本件条例は、積極目的であるものを消極目的で
あるかのように示して施行されたということを超えて、Xの経営自体を
A駅前²でさせないために制定されたものにことならないと言わざるを
えない。よって、^{Xを排除した規制として}目的自体が合理性を欠く。

以上より、理容師法施行条例3条は憲法22条1項を侵害し、
違憲無効である。これにより、本件処分の取り消しはなかつたことと
なる。

第 1 問

1. Xは、Y県知事を相手に、構造設備と不適合とある処分取消し及び構造設備が適合するとの確認の義務付けを求めて、①理容師法11条が居住出制を定めていること②Y県理容師法施行条例3条により、構造設備について定めていることが憲法22条1項に反し、違憲であると主張すると考えられる。 違憲争いの?

2. (1) 否、Xが洗髪台を設置する一切を理容所を開設し、営業する本件自由は、憲法22条が保障されているといえる。

(2) この点、職業は、それにより生活を立てるだけでなく、分業社会での役割を担うこと、職業を通じて個人の個性を実現する重要な意義をもつ。そこで、22条に規定される職業選択の自由には、その選択の入り開始、終了、継続が保障されるだけでなく、職業の内容や態様をも含む職業活動の自由も保障されると解される。

(3) したがって、Xがどのような設備で理容所を営業するかは、職業の内容、態様にあたり、22条が保障される自由に行うことが許される。

④. あとも、職業活動を行うことは、社会と相互関連性を有し、他の権利との衝突が生じうる。自らに制約を内在すると解される。そこで、上記①②が内在する制約として、許容されるものといえるを採る。

3. (1) 理容師法11条が居住出制を定めていること①は22条に反し違憲といえる。

(2) そもそも、職業活動に制約を設ける目的は、国が少数経営者や経済的な弱者を助けることを目的とした社会政策的なものから、国民一人一人の衛生や安全、社会秩序維持といったことを目的とする積極的なもので、多種多様なものである。そして、制約の方法も、許可性、居住出制、免許制など様々なものがあり、一概にその制約を判断することはでき

ない。

また、職業活動が社会との関連性が大きいという性質上、行政府が政治的・経済的方針を定めて下すことに必要なのである。その合理的な裁量に服するが原則である。そして、その制約が制約する目的、手段、その内容、対象、社会状況、などを具体的に考慮し、行政府の合理的な裁量の範囲内であることが許されると解される。原告側の主張の中にはこれに反するものがある。

(3) 本件制約の届出制をいっていることであるが、届出制であれば本来強い制約がなされているといえないと考える。しかし本件における届出制は、単に車に届け出るというだけで、必要なのでなく、理容師法又条例に定められる設備を備えているければ、理容師の開業を禁じ、開業を命じるものあり、実質許可性と同様の強い制約があるといえる。

また、本件届出制が、行政府の合理的な裁量に服するといえず、

また、本件制約の目的は、既存の理容師経営者を保護するという社会政策目的を有するといえないが、主たる目的は、洗髪台の設置により、県民の衛生を向上させるという積極的な目的といえるから、経済的、政治的な目的も行政府の要請が強いものといえる。その上、場合により制約に他の方法がないかを厳しく審査するべきである。

そして、本件届出制が、合理的な裁量の範囲内といえず、届出制が必要かつ合理的であり、必要最小限度の手段であることと認められると解する。

(4) 本件では、届出制において、その位置、設備、従業員の名簿を届け出させること、理容師の開業と関係があること、経済面でも社会と関係があることとされ、必要かつ合理的な手段といえる。実質許可性といえる届出制に於いては、条件を満たせば開業できること、厳しく、厳しく

と記入し、必要最~~少~~限の手数料を記入する。

(5) 以上、理容師法が届出制と定めていることと、22条に反して、合意である。

4.(1) で71の3に、Y県理容師法施行令第3条に於て、構造設備について定めていることが、憲法22条に於て、違憲でないことを主張する。

(1) この点、条例が構造設備について定めていることの届出制における条件にあたる。よって、その届出制における条件が、裁量の範囲内として許されるものとして、3(3)の基準と同様に、必要かつ合理的であり、必要最~~少~~限度といえるから、判断が下る。

(3) 本件では、たしかに流水式の設備を設けることは衛生を向上させ、不衛生を防止するため合理的な事である。流水式の設備を通常備え、いふことが、既存の理容師の保護にもつながると考えられる。

しかし、本件意見書によれば、利用者アンケートの90%以上が洗髪台がなくて不衛生だと感じていると意見しており、他に洗髪台を設置する店舗は77%あり、洗髪台を設置した店舗が77%とされている。流水式の設備を設けることを伴う条件とすることが必要であるといえる。また、意見書では、料金が25%上がるという点から、よからず消費者が髪を切る機会が減るという、むしろ不衛生につながるという点から、合理的な条件とはいえない。よって、過去に衛生上の問題はなく、条例で定めておけることとが争点であったこと、また、理容師法に第1号、2号、3号で、消毒についてや換気について定められており、既に十分衛生上の対策がとられていることとみると、最~~少~~限度の条件といえることとできよう。

(4) よって、条例が構造設備について3条で定められている届出制の条件として、裁量の範囲内といえる。

(1) 1. たしかに、Y県理容師法施行令第3条に於て、構造設備を定めることと、22条に反し違憲である。